

地域計画案 R8.2.27

策定年月日	
更新年月日	— (—)
目標年度	令和12年度
市町村名 (市町村コード)	八百津町 21505
地域名 (地域内農業集落名)	伊岐津志地域 (中野、石畑、中組、塩口)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	38.7 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	38.5 ha
② 田の面積	29.5 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	8.97 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	24.4 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	2.53 ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。
 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域は、町南部に位置する平坦地域であり、昭和40年から60年代の土地改良事業により、圃場整備が行われ、圃場の区画は比較的大きい地域である。
 主な水源は溜池であるが、小規模であり、近年は山からの土砂流入もあって水量に不安定な状況が見られる。昨今の異常気象による高温障害等もあり、圃場拡大時には水不足が懸念される。利用の面でも利用者で水利を守る必要があるため、制約や使用制限がある。
 以前は水稲が盛んであったが、都市部に近いため、ここ数年は農地から宅地等への転用が増えてきた。加えて、地域内の農業者の約65%が70歳以上で、高齢化が進み、後継者不足による担い手不足の懸念は否めない。
 また、法人経営体の撤退や、長年当地域で農地を集約してきた農家が耕作面積を減らす意向により、今後の耕作者不在の農地が集中している地域となっている。
 そのような中でも、新規に就農した認定新規就農者が、有機農業等の新たな取り組みを実施しており、今後の当地域の集積率向上を期待する。

地域内の主な農作物は、水稲、飼料用作物、粟、サツマイモ、露地野菜、施設園芸による農産物があり、多面的機能支払制度を活用して、耕作放棄地対策に取り組んでいる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

後継者不足などによる担い手不足が課題であるため、新たな担い手が必要となってくる。新規就農者、兼業農家、自給的農家など多様な経営体の参入ができるように支援する。多面的機能支払制度により耕作放棄地対策を行っているが、組織が高齢化しているため、若者の参画が必要となってくる。今後、耕作者が不在の農地には、新たな担い手として町内外から多様な経営体の参入の推進を図るとともに、農産物の特産品化を検討する。

水稲を主要品目としつつ、転作可能な作物の栽培を行ってきた地域であり、引き続き、飼料用作物、サツマイモ、露地野菜、施設園芸などにより圃場をフル活用していく。
 有機農業等、環境負荷軽減の取り組みを推進していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
機械化による基幹作業の共同化が可能な地理状況であるため、小規模でもいいので新たな担い手の確保・育成を行い、農用地の利用を促進していく。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	34 %	将来の目標とする集積率	47 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
比較的平坦で圃場が大きい地域であるため、今後集団化ができるような体制を築くことを目標とする。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組									
現在の担い手の耕作意欲の維持・向上のため、JAや県・町が一体となり、生産能力の向上、販路拡大、各種補助事業の活用等のサポートを実施する。また新たな担い手の確保のため、県・JA等の就農相談窓口との情報交換を積極的に実施する。就農希望者が現れた際には、農業委員会や集落の代表者が中心となり、地域の実情に応じた相談を行い、よりスムーズに就農できる態勢を整える。協議の場においては、担い手不在農地への位置付けや、作業効率向上のための農地の交換を目指し、担い手同士の積極的な話し合い・情報交換を行う。									
(2)農地中間管理機構の活用方法									
これまでは、地主と担い手の相対による貸借が主であったが、今後は農地中間管理事業の活用により、担い手の事務負担が少ない貸借を目指す。中間管理事業の活用により利用可能となる遊休農地解消緊急対策事業や機構集積協力金、町の集積化支援補助金を活用し、担い手の支援・集約化を図る。									
(3)基盤整備事業への取組									
営農継続のための農業用排水路や農道の整備改良などを国や県の補助金等を活用して行っていく。大区画が可能な地域での基盤整備を実施し、作業の効率化、就農希望者にとって魅力的な地域を作る。また、基盤整備は地元負担の極力ない形での実施を目指す。									
(4)多様な経営体の確保・育成の取組									
JA、可茂農林事務所、農業委員会等が連携しながら、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。									
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組									
特に建設事業者において、研修等により農業用機械の操作技術を向上し、幅広い農作業に対応できるようにすると共に、地域の担い手と交流を重ねて気候・土質等の地域性を理解して作業を行えるよう、関係機関が協力し、今後の取組みに向けて検討していく。									
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他
【選択した上記の取組内容】									
多面的機能支払制度等を利用しながら、耕作されない農地を保全・管理していき、公的捕獲や獣害防護柵の設置による鳥獣被害対策を行い、地域内での耕作意欲低下を防ぐ。 新たに有機農業を始めた新規就農者には、今後の担い手として期待する。 ドローンやリモコン草刈り機等のスマート農業技術の活用により、農作業の負担軽減を目指す。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和12年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
到達	伊岐津志A	水稲等	2.19 ha	0 ha	水稲等	2.36 ha	0 ha	緑	
認就	伊岐津志B	露地野菜	1.63 ha	0 ha	露地野菜	2.01 ha	0 ha	青	
利用者	伊岐津志C	葉物野菜	0.73 ha	0 ha	葉物野菜	0.73 ha	0 ha	黄緑	
利用者	伊岐津志D	水稲等	0.63 ha	0 ha	水稲等	0.55 ha	0 ha	水色	
利用者	伊岐津志E	水稲等	0.60 ha	0 ha	水稲等	0.51 ha	0 ha	黄	
認農	伊岐津志F	花卉	0.28 ha	0 ha	花卉	0.41 ha	0 ha	赤紫	
利用者	伊岐津志G	露地野菜	0.26 ha	0 ha	露地野菜	0.79 ha	0 ha	赤	
認農	伊岐津志H	永年性作物	0.19 ha	0 ha	永年性作物	1.66 ha	0 ha	紫	
利用者	伊岐津志I	露地野菜等	0.12 ha	0 ha	露地野菜等	0.12 ha	0 ha	黒	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	9経営体		13.24 ha	0 ha		18.29 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	八百津西部営農組合	植付・収穫等	水稲
2	ミライズ(株)	草刈り、オペレーター	
3	(株)泰新工業	草刈り	
4	(一社)八百津町シルバー人材センター	草刈り(耕作放棄地のみ)	

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。